

鹿児島県特別支援学校等の
教育環境改善の推進について（報告）

令和6年2月

鹿児島県特別支援学校等教育環境改善推進協議会

目次

はじめに

第Ⅰ章 特別支援学校等教育環境改善推進協議会設置の趣旨	
1 特別支援学校等教育環境改善推進協議会における 検討事項	1
2 検討の経過	2
第Ⅱ章 検討事項	
1 特別支援学校の分置に関すること	3
(1) 曾於地区	3
(2) 伊佐・湧水地区	8
(3) 始良地区	10
2 離島等における特別支援教育の充実に関すること ...	12
3 その他特別支援教育の推進に関すること	14

【巻末資料】

- 令和4年度特別支援学校等教育環境改善検討委員会提言（概要版）
- 特別支援学校等教育環境改善推進協議会設置要綱
- 特別支援学校等教育環境改善推進協議会委員名簿
- 第3回特別支援学校等教育環境推進協議会検討結果（評価の結果）
- 通学バスの高速道路利用に関する保護者アンケート結果

はじめに

平成 19 年度に特別支援教育が学校教育法に位置付けられて 16 年が経過しようとしている。特別支援教育の推進は、障害のある幼児、児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していく基礎となるものであり、本県の現在及び将来の社会づくりにとって重要な意味をもっている。

近年、特別支援教育の進展に伴い、我が国及び本県において、特別支援学校だけではなく幼稚園や小学校、中学校及び高等学校等において発達障害を含めた障害のある幼児、児童生徒が学んでおり、特別支援教育の対象となる幼児、児童生徒数は増加の傾向にある。

このような状況の変化に適切に対応しつつ、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けて、個別の教育的ニーズのある幼児、児童生徒に対し、自立と社会参加を見据え、その時々での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。

このうち、特別支援学校の整備に関しては、令和3年9月に「特別支援学校設置基準」が公布され、在籍する児童生徒数の増加に伴う教室不足等の解消など、特別支援学校を取り巻く教育環境の改善について一層の推進が求められている。

そこで、本県では、特別支援学校等の教育環境改善の在り方について、調査・研究、検討を行うために、令和4年度の「鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会」を経て、今年度、「特別支援学校等教育環境改善推進協議会」(巻末資料 p. 19～21 参照)を設置した。

本推進協議会においては、令和4年度の検討委員会からの提言を踏まえ、次の3点に関する検討を行った。

- 1 特別支援学校の分置に関すること
- 2 離島等における特別支援教育の充実に関すること
- 3 その他特別支援教育の推進に関すること

4回の推進協議会で検討を行ってきたが、検討結果を踏まえ、今後、県教育委員会において、関係市町村との連携を基盤としながら、特別支援学校等の教育環境改善を計画的に推進し、幼児、児童生徒が居住する地域において、多様な教育的ニーズに応じた十分な学びが確保されることを期待する。

第Ⅰ章 特別支援学校等教育環境改善推進協議会設置の趣旨

1 特別支援学校等教育環境改善推進協議会における検討事項

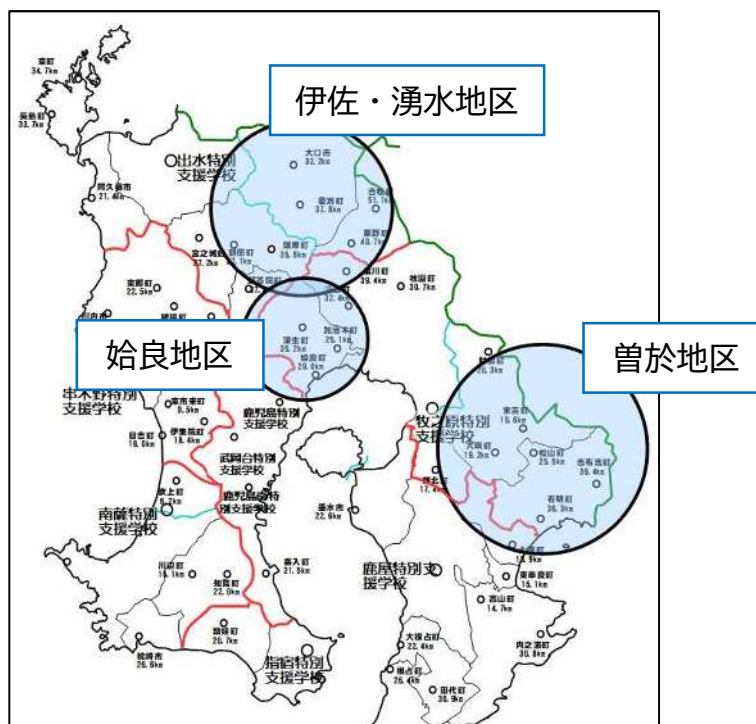
(1) 鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会からの提言

令和5年2月、「鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会」において、教育環境の改善に向けて次の提言が取りまとめられた。

ア 特別支援学校における教育環境の改善に向けて

児童生徒数の見込みや施設の狭隘化及び通学バスの長時間乗車の課題を踏まえ、牧之原特別支援学校における曾於地区と始良地区、出水特別支援学校における伊佐・湧水地区に特別支援学校の分置を検討することが望ましい。

なお、分置を検討する地域の優先順位は、曾於地区、伊佐・湧水地区、始良地区の順が望ましい※1。



(図1) 特別支援学校の分置を検討することが望ましいとされた3地区

イ 離島等における教育環境について

小・中学校への就学を選択した障害の程度が比較的重い児童生徒が、自立と社会参加に向けた力を身に付けることができるように、教育環境の改善に向けた具体的方策を検討することが必要。具体的には、特別支援学校のコーディネーターが行う巡回相談の更なる充実を図ることが必要※2。

ウ 特別支援教育の更なる充実に向けて

学校種に限らず、全ての教員等がキャリアステージに応じた特別支援教育の知識等を十分に身に付けることができるよう、研修推進体制の在り方について検討することが必要。

※1, ※2：詳細は、巻末資料 p.17~18 の検討委員会の提言（概要版）を参照されたい。

(2) 令和5年度の検討事項

先の提言を踏まえ、令和5年4月に「特別支援学校等教育環境改善推進協議会(以下、「推進協議会」とする)」を設置した。推進協議会の検討事項は、次の3点である。

- 特別支援学校の分置※3に関すること
- 離島等における特別支援教育の充実に関すること
- その他特別支援教育の推進に関すること

2 検討の経過

回	日時・場所	検討内容
第1回	【開催日】 令和5年4月21日(金) 【時間】 午前10時～正午 【場所】 教育委員会室	① 協議会の目的 ② 分置に係る各地区との検討の進め方 ③ 離島における特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの役割 ④ 県総合教育センター特別支援教育研修課における今後の研修の在り方
第2回	【開催日】 令和5年8月8日(火) 【時間】 午後2時～午後4時 【場所】 教育委員会室	① 伊佐・湧水地区における分置案 ② 始良地区の通学バスの長時間乗車解消に向けた取組 ③ 離島における特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの配置と取組 ④ 校内支援体制における段階的な検討のプロセスモデル
第3回	【開催日】 令和5年11月24日(金) 【時間】 午前10時～正午 【場所】 県社会福祉センター7階第3会議室	① 曾於地区における分置案 ② 伊佐・湧水地区における分置案 ③ 始良地区の通学バスの長時間乗車解消に向けた取組
第4回	【開催日】 令和6年2月6日(火) 【時間】 午前10時～正午 【場所】 県社会福祉センター7階第3会議室	① 分置に関する今後の方針 ② 離島における特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの取組 ③ 県総合教育センター特別支援教育研修課における研修の在り方 ④ 協議会報告書の取りまとめ

※3：分置の方法は、児童生徒の実態や地域の実情等を踏まえ、適切な方法を選択する。
具体的な分置の方法は、次の3点である。

- (a) 本校の新設 (b) 分校の設置 (c) 分教室の設置

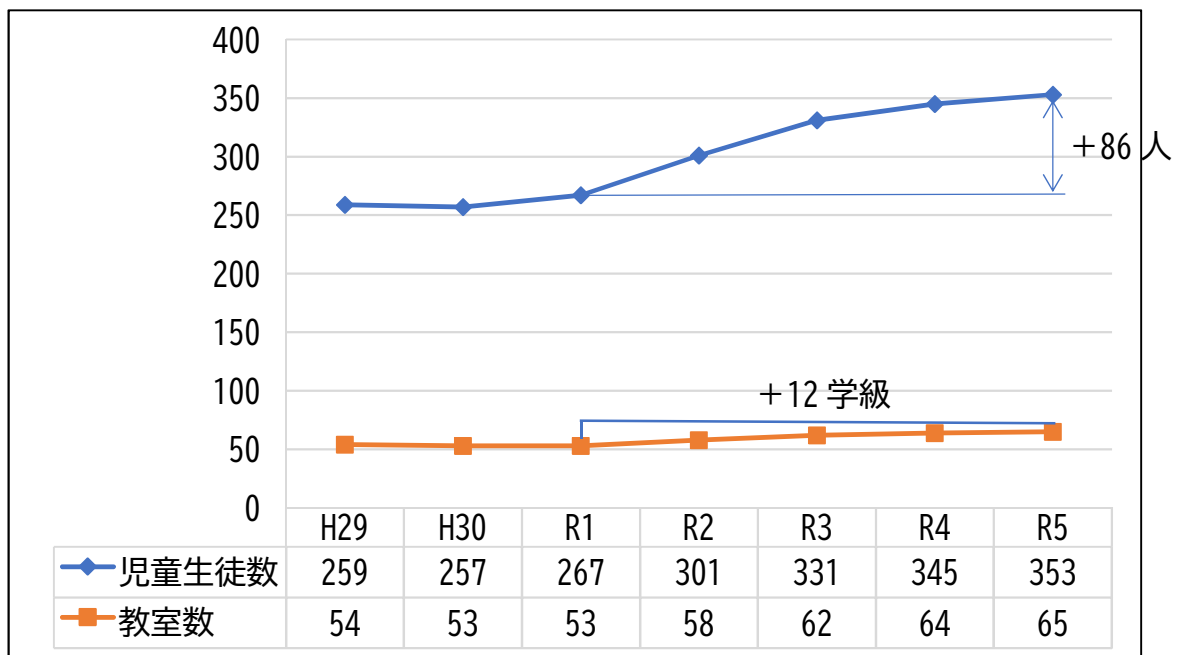
第Ⅱ章 検討事項

1 特別支援学校の分置に関すること

(1) 曾於地区

ア 現状

- 曾於地区（曾於市，志布志市，大崎町）の児童生徒の多くは，通学バスを利用し，牧之原特別支援学校へ通学（一部の児童生徒は鹿屋特別支援学校へ通学）している。同校は，近年，在籍児童生徒数及び教室数の増加がともに顕著となっている（図2）。



（図2） 牧之原特別支援学校の児童生徒数※4と教室数の推移<R5.5 現在>

- また，牧之原特別支援学校までの直線距離が 35 km以上離れている地域も通学区域の範囲内に含まれている。

この地域では，通学バスの乗車時間が 60 分以上となる児童生徒の割合が高くなっている（表1）。

（表1） 曾於地区の通学生における通学バス乗車時間<R5.5 現在>

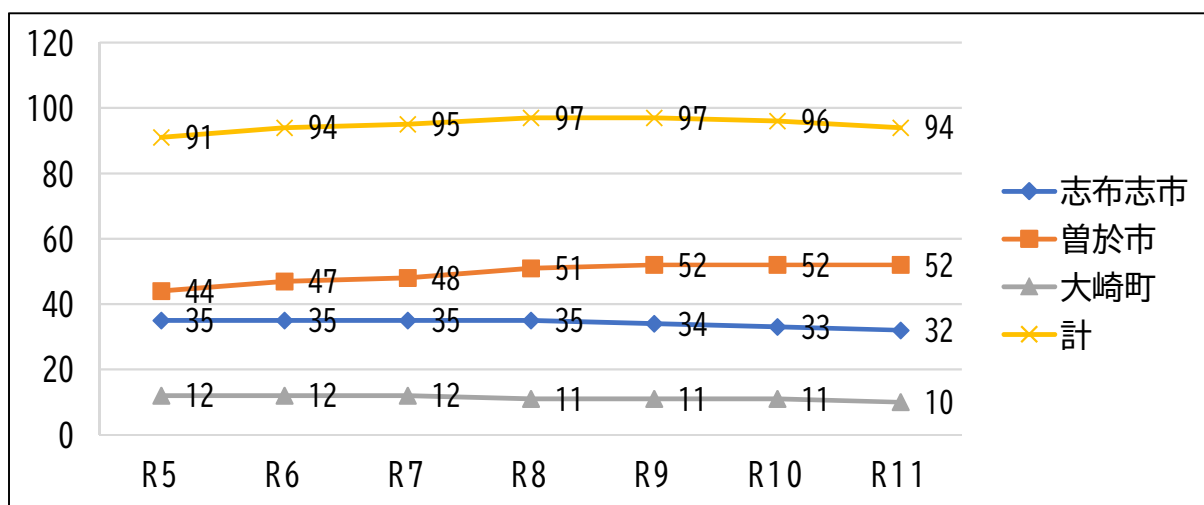
	30分未満	30分～60分未満	60分～90分未満	90分以上
志布志市	0%	11.4%	88.6%	0
曾於市	8%	56%	36%	0
大崎町※5	0%	90%	10%	0

※4：本報告書における児童生徒数は，通学生の人数。

※5：大崎町は，鹿屋特別支援学校までの通学時間

イ 特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込み

特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込みは、図3のとおりである※6。今後も、令和5年度と同程度の児童生徒数が見込まれていることから、特別支援学校を分置した後も、児童生徒同士の豊かな関わり合いを期待できる。



(図3) 曾於地区における児童生徒数の今後の見込み

ウ 検討の経過

- 曾於地区に特別支援学校を新たに設置した場合のおおよその学校規模について、特別支援学校設置基準（以下、「設置基準」とする）に基づき、校舎及び運動場の必要面積を試算した。参考にした児童生徒数は、令和5年度に曾於地区から特別支援学校へ通学する児童生徒数（表2）である。

(表2) 令和5年度 障害種別・学年別児童生徒数（人）<R5.5 現在>

障害種	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	計
知的障害	6	5	2	5	5	4	4	7	9	12	8	11	78
知的障害 /肢体不自由等			1	1	1	1	1	1	2		1	4	13
計	6	5	3	6	6	5	5	8	11	12	9	15	91

※6：児童生徒数の今後の見込みは、以下の手順で算出した。

- ① 在籍率を算出する：在籍率＝「当該特別支援学校への通学児童生徒数」÷「当該特別支援学校の通学区域市町村の全小・中・高校生数」(国勢調査における市町村の7～18歳の人数を使用)×100
- ② 増加率を算出する：増加率＝「当該年度の在籍率」－「前年度の在籍率」
- ③ 平均増加率を算出する：近年5年間の増加率②の、最も高い年度と低い年度を除いた平均値
- ④ 令和6年度以降の見込みの児童生徒数を算出する：見込みの児童生徒数＝「当該特別支援学校の通学区域市町村の全小・中・高校生数の、当該年度における推計値(国勢調査を使用)」×「(前年度の在籍率①＋平均増加率③)÷100」

- 令和5年度と同程度の児童生徒が在籍する特別支援学校を新たに設置する場合、想定される学級数、必要な校舎及び運動場の面積は表3のとおりである。

(表3) 学級数及び必要となる校舎や運動場の面積

	小学部	中学部	高等部	計
知的障害	6	5	5	16
重複障害	2	2	2	6
計	8	7	7	22 ※7
特別支援学校設置基準	<input type="checkbox"/> 校舎面積 3,223㎡ ※8 <input type="checkbox"/> 運動場面積 3,600㎡ ※8			

- これらを踏まえ、曾於地区から次の2か所(表4)について提案がなされた。この提案に基づき、曾於地区の関係者と協議を行った※9。

(表4) 曾於地区から提案のあった候補地

状況	候補地A	候補地B
位置・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 志布志市。志布志市中心よりやや西側に位置。 高台に位置。 付近に都城志布志道路のICがあり、アクセスの便がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 志布志市。志布志市の北側に位置。 山沿いに位置。 付近に都城志布志道路のICがあり、アクセスの便がよい。
分置のための手法	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にある現在の建物を改修して活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にある現在の建物を改修して活用。
教育環境	<ul style="list-style-type: none"> 隣接地に、こども園や小学校、中学校がある。 徒歩15分圏内に、商店や郵便局、飲食店などがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 近辺に、保育園あり。車で10分以内の場所に、小学校、中学校がある。 徒歩15分圏内に、商店や郵便局、飲食店などがある。
医療・福祉・保健・労働等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 近辺に病院があり、訪問看護ステーションとの連携も可能。利用可能な放課後等デイサービス事業所、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等も複数開所されている。 	

Ⅱ 推進協議会における検討

○ 推進協議会における検討方法

- ① 曾於地区から提案のあった候補地について、県事務局から各委員に説明を実施。
- ② 候補地について、「通学時間」や「分置の具体的な手法」、「現在の建物の状況」、「地域の人との関わり」、「地域の学校等との交流及び共同学習」、「医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携」、「重複障害及び医療的ケアへの対応」、「ICT環境の整備」、「分置までの期間」などの評価項目（全13項目）に沿って各委員が3段階（A, B, C）で評価を実施。
- ③ 委員の評価結果を集約し、評価点の高かった候補地から順に、推進協議会としての優先順位を決定。

○ 各委員の評価を集約した結果については、巻末資料（p.22）を参照。

○ 各委員の評価では、両候補地において、「通学に係る時間」と「ICT環境の整備」に係る項目が高い結果となった。

分置する特別支援学校の通学区域を仮に曾於地区全域とした場合、各候補地からそれぞれ一番遠い地点から通学したとしても、確実に60分以内で通学できる点が、各委員から高く評価された。

また、両候補地の敷地内にある現在の建物については、すでにインターネット等を利用するための光回線が導入されている。分置した特別支援学校において、様々な学習場面で児童生徒がタブレット端末等を積極的に活用できる環境にある点が、各委員から高く評価された。

○ 一方、両候補地における「地域の学校等との交流及び共同学習」、「予算に関すること」、「分置までの期間に関すること」の3項目については、委員の評価点に差が生じる結果となった（表5）。

※7：上記の教室の他、特別教室（音楽室や家庭科室等）や自立活動室、図書室、保健室、職員室、体育館などを備える必要がある（「設置基準」より）。

※8：【参考】想定した児童生徒数と同程度の県内特別支援学校の状況<R5.5現在>

	指宿特別支援学校	南薩特別支援学校	大島特別支援学校
児童生徒数	86人	107人	103人
校舎面積	3,530㎡	4,292㎡	4,079㎡
運動場面積	6,006㎡	5,060㎡	7,370㎡

※9：曾於地区との協議は、令和5年10月23日（月）に曾於地区内において実施した。

(表5) 各委員による評価の結果

差の生じた評価項目	候補地A	候補地B
地域の学校との交流及び共同学習	・ 隣接地にこども園，小・中学校があり，移動のための交通手段がなくても相互に行き来が可能である。	・ 近辺に保育園はあるものの，小・中学校までの距離がやや遠く，移動のための交通手段が必要となる。
予算に関すること	・ 改修は必要だが，候補地Bに比べ，少ない費用で行える可能性がある。	・ 改修が必要であり，候補地Aに比べ，費用が必要となる可能性がある。
分置までの期間に関すること	・ 特別支援学校の分置場所として，現在の敷地を使用できる時期に目途が立っている。	・ 特別支援学校の分置場所として，現在の敷地を使用できる時期に目途が立っていない。

オ 検討結果

- 委員による評価を踏まえ，以下のとおり優先順位を決定した。

優先順位第1位	候補地A
優先順位第2位	候補地B

カ 整備の考え方

- 曾於地区への特別支援学校の分置については，志布志市にある候補地Aの敷地内に新たな特別支援学校を設置することが望ましい。
- なお，本校の新設又は分校の設置といった分置の手法や設置学部，分置する特別支援学校において対象とする障害種や通学区域，在籍が予想される児童生徒数などについては，今後，整備計画において取りまとめていく。
- このうち，対象とする障害種は，牧之原特別支援学校の分置となることから，知的障害と肢体不自由とすることが望ましい。また，児童生徒等が卒業後の生活のイメージをもてるようにしながら，自立と社会参加に向けた一貫性・系統性のある教育課程に基づく教育活動を展開できるよう，設置する学部は，小学部・中学部・高等部の三つの学部があることが望ましい。
- 整備計画の策定に当たっては，志布志市，曾於市，大崎町と連携を図りながら，通学区域などについて継続的に協議を行う必要がある。

(2) 伊佐・湧水地区

ア 現状

伊佐・湧水地区（伊佐市・湧水町）の児童生徒は、通学バスを利用し、出水特別支援学校へ通学している。本地区においても、出水特別支援学校までの直線距離が 35 km以上離れている地域が通学区域の範囲内に含まれている。

この地域（湧水町）を中心として、通学バスの乗車時間が 60 分以上となる児童生徒の割合が高くなっている（表6）。

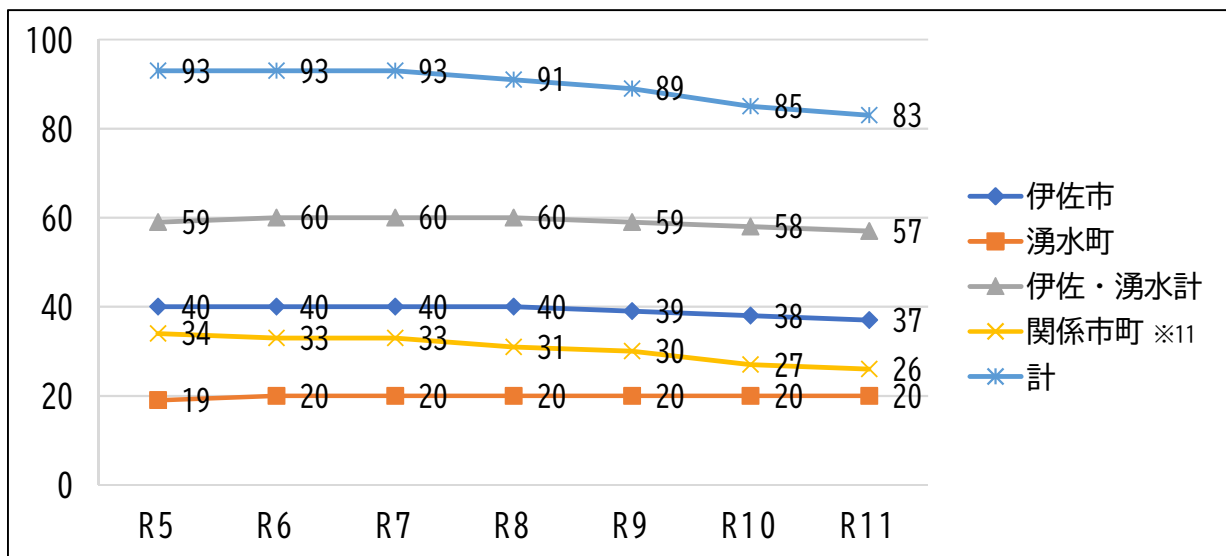
（表6） 伊佐・湧水地区の通学生における通学バス乗車時間<R5.5 現在>

	30分未満	30分～60分未満	60分～90分未満	90分以上
伊佐市	0	67.5%	32.5%	0
湧水町	0	0	100%	0

イ 特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込み

特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込みは図4のとおりである※10。

今後も、令和5年度と同程度の児童生徒数が見込まれていることから、特別支援学校の分置後も、児童生徒相互の豊かな関わり合いを期待できる。



（図4）伊佐・湧水地区における児童生徒数の今後の見込み

ウ 検討の経過

- 伊佐・湧水地区に特別支援学校を新たに設置する場合のおおよその規模について、設置基準に基づき、校舎及び運動場の必要面積を試算した（表7）。参考にした児童生徒数は、令和5年度に伊佐・湧水地区及び関係市町※11から特別支援学校へ通学する児童生徒数（全 93 人）である。

※10：児童生徒数の算出に用いた手続きは、p.4のものと同様。

※11：関係市町は、さつま町，霧島市横川町，薩摩川内市祁答院町を想定。

(表7) 学級数及び必要となる校舎や運動場の面積

	小学部	中学部	高等部	計
知的障害	8	4	5	17
重複障害	2	2	1	5
計	10	6	6	22
特別支援学校設置基準	<input type="checkbox"/> 校舎面積 3,233㎡ <input type="checkbox"/> 運動場面積 3,600㎡			

- これらを踏まえ、伊佐・湧水地区から二つの候補地※12について提案がなされた。この提案に基づき、伊佐・湧水地区の関係者との協議を行った※13。

【伊佐・湧水地区が県へ要望する優先事項】

- ◎ 1日でも早い開校を見込める場所であること。
- ◎ 地域の学校と同じ敷地内に分置することで、児童生徒同士の日常的な交流が可能となること。

エ 推進協議会における検討

- 検討を通して、候補地に関する利点と解決すべき課題点を表8のように整理した。

(表8) 伊佐・湧水地区における候補地の利点と解決すべき課題点

利点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学バスの始発停留所である「吉松体育館」からの移動距離が短くなることから、通学バスの乗車時間を短縮できる。 ・ 候補地にある学校と特別支援学校が同じ敷地にあることで、日常的な交流を行いやすくなる。 ・ 社会的資源の多い市内中心部にあり、体験的な学習活動を行いやすい。 ・ 候補地によっては、交流及び共同学習を行う学校との距離も近く、お互いに行き来がしやすい。 ・ 訪問看護ステーションとの連携により、医療的ケア児への対応が可能。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補地にある使用可能な校舎等だけでは、設置基準を満たせないこと。 ・ 既存の学校と同じ施設を共用することになるため、双方の教育課程を実施する上で様々な制約が生じる可能性が高いこと。

- 整理された課題点の解決に向けて、今後も地区の関係者と継続的に協議を行っていくことを確認した。

※12：候補地については、現在も伊佐・湧水地区との協議が継続しているため、本報告書では、詳細な説明は行わない。

※13：伊佐・湧水地区と2回の協議を行った。第1回は令和5年7月24日（月）に、第2回は令和5年10月26日（木）に、それぞれ伊佐・湧水地区内において実施した。

(3) 始良地区

ア 現状

始良地区（始良市）の児童生徒は、通学バスを利用し、牧之原特別支援学校へ通学している。本地区においても、牧之原特別支援学校までの直線距離が35 km以上離れている地域が通学区域に含まれている。

本地区においては、通学バスの乗車時間が60分以上となる児童生徒の割合が高くなっている（表9）。

（表9） 始良地区の通学生における通学バス乗車時間<R5.5 現在>

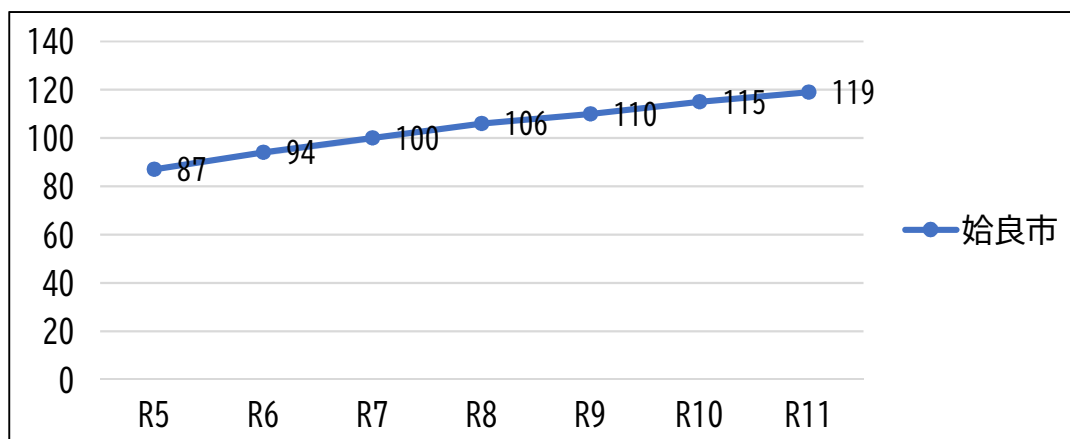
	30分未満	30分～60分未満	60分～90分未満	90分以上
始良市	0	5.7%	94.3%	0

イ 特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込み

特別支援学校に通学する児童生徒数の今後の見込みは図5のとおりである

※14。

今後も、児童生徒数の増加が見込まれることから、特別支援学校の分置後も、児童生徒相互の豊かな関わり合いを期待できる。併せて、牧之原特別支援学校の施設の狭隘化の解消につながる。



（図5）始良地区における児童生徒数の今後の見込み

ウ 検討の経過

令和4年度の検討委員会の提言を踏まえ※15、通学バスの長時間乗車の解消に向けて、通学バスの高速道路利用に関する検討を行うとともに、始良地区の関係者との協議を始めた。

エ 推進協議会における検討

- 高速道路利用を検討する通学バスの路線は、牧之原特別支援学校からの直線距離が35 km以上の地点に位置する、始良市蒲生町の児童生徒が利用する「始良線」とした。

※14：児童生徒数の算出に用いた手続きは、p.4のものと同様。

※15：『通学バスの長時間乗車』について高速道路の利用等運行の工夫を検討」とある。

- 「始良線」を利用する児童生徒数と乗車時間は、表 10 のとおりである。

(表 10) 始良線を利用する児童生徒数と通学時間<R5.5 現在>

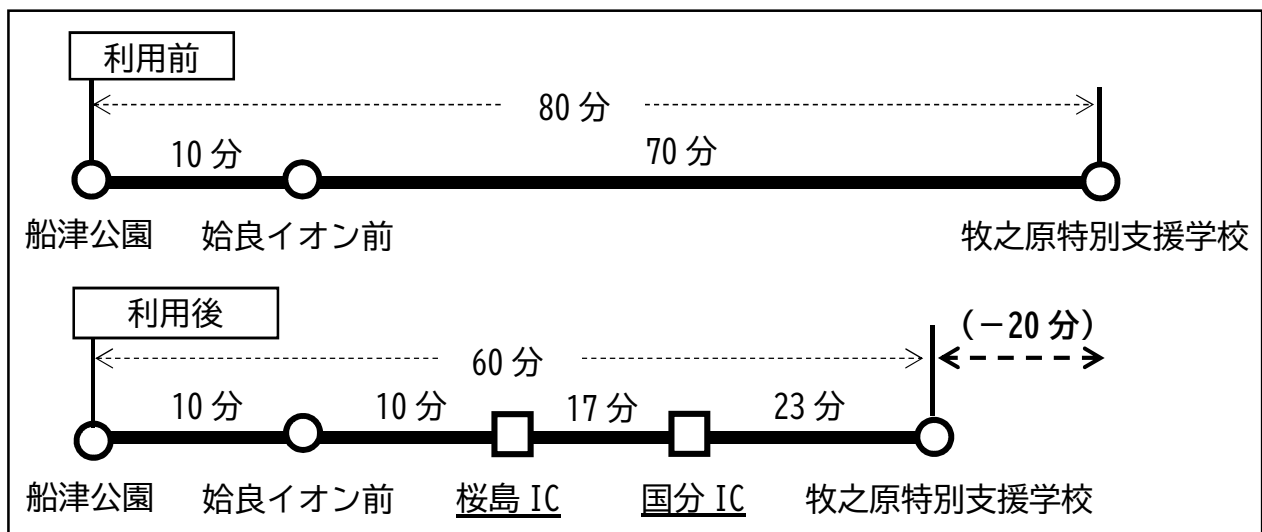
停留所	乗車人数					乗車時間
	小	中	高	計	合計	
船津公園	5	7	7	19	41	80 分
始良イオン前	10	5	7	22		70 分

- 高速道路の利用に向けた取組は、表 11 のとおりである。

(表 11) 高速道路の利用に向けた取組

期 日	内 容
8 月 31 日 (木)	牧之原特別支援学校との協議①
9 月 25 日 (月)	保護者説明会の実施<始良公民館>
10 月 2 日 (月)	高速道路利用に関する保護者アンケート (事前) の集約 <アンケート結果は、巻末資料 (p.23) 参照>
10 月 16 日 (月)	牧之原特別支援学校との協議②
11 月 6 日 (月)	高速道路利用開始

- 高速道路利用前後の経路と通学バス乗車時間の変化は、図 6 のとおりである。



(図 6) 高速道路利用前後の経路と通学バス乗車時間の変化

- 高速道路の利用を開始して以降、天候や曜日に関わらず、通学バスの乗車時間は概ね 20 分程度の短縮が図られた。また、12 月末から 1 月上旬にかけて実施した保護者へのアンケート (事後) においても、「とてもよかった」、「よかった」との意見が多く寄せられた (巻末資料 p.24 参照)。

- 今後は、特別支援学校の分置について、始良地区の関係者と、引き続き協議を行っていくことを確認した。

2 離島等における特別支援教育の充実に関すること

(1) 離島特別支援教育コーディネーターの配置

離島における特別支援教育の充実に向け、令和5年度から、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを離島特別支援教育コーディネーターとして、屋久島、徳之島及び沖永良部島に配置した（表12）。

（表12）離島特別支援教育コーディネーターの配置場所

離島	所属・職	配置場所※16
屋久島	中種子特別支援学校教諭	中種子特別支援学校高等部屋久島支援教室
徳之島	大島特別支援学校教諭	大島特別支援学校高等部徳之島支援教室
沖永良部島	大島特別支援学校教諭	大島特別支援学校高等部沖永良部支援教室

(2) 離島特別支援教育コーディネーターの役割

離島特別支援教育コーディネーターの主な役割は、次のとおりである。

- ・ 小・中学校等を訪問し、特別支援学級担任等に対して、障害の程度が比較的重い（学校教育法施行令第22条の3に該当する）児童生徒への指導や支援に関する助言等を行う。
- ・ 各町の教育委員会と連携し、管内の小・中学校等の校内支援体制づくりを一層推進する。
- ・ 地域支援体制の充実に向けて、医療機関、保健機関、福祉機関、労働機関等と連携した取組を一層充実させる。
- ・ 特別支援教育のセンター的機能を担う。

(3) 巡回相談の回数

離島特別支援教育コーディネーターを配置した前後の、巡回相談実施回数を表13に示す。

（表13）巡回相談の回数＜R5年度は、R6年1月10日現在までの回数＞

	年度	保・幼等	小・中・高	関係機関	計	R4比較
屋久島	R4	0	28	7	35	+ 99
	R5	9	91	34	134	
徳之島	R4	5	34	0	39	+ 179
	R5	10	102	106	218	
沖永良部島	R4	8	17	0	25	+ 105
	R5	7	98	25	130	

※16.離島特別支援教育コーディネーターは、屋久島高校（屋久島町）、徳之島高校（徳之島町）、沖永良部高校（知名町）内に設置する支援教室に配置。

- 令和4年度までは、中種子特別支援学校及び大島特別支援学校から各島に特別支援教育コーディネーターを派遣していたが、屋久島、徳之島、沖永良部島に配置したことで、各島域内の小・中・高等学校等への巡回相談の回数が増加し、教員等のニーズに適切に応えたり、地域と連携して支援体制を整備、推進したりすることが可能となった。
- 訪問した小・中学校等の教員等からは、次のような感想（一部）が寄せられた。
 - ・ 障害の程度が比較的重い児童生徒に対する授業づくりの方法が分かった。
 - ・ 就学などの保護者の相談に対応してもらい、保護者の安心につながった。

(4) 離島特別支援教育コーディネーター及び市町村教育委員会指導主事等への研修

- 離島特別支援教育コーディネーターの専門性向上を図るため、対面やオンライン、オンデマンドなど、離島の特性を踏まえた研修を、年間を通じて実施した。オンデマンド研修で作成した動画は、市町村教育委員会指導主事等にも公開し、特別支援教育の理解を深めることができるようにした。

ア 講師

- ・ 鹿児島大学法文教育学域教育学系教授 肥 後 祥 治 氏
- ・ 鹿児島県こども総合療育センター所長 外 岡 資 朗 氏
- ・ 社会福祉法人落穂会あさひが丘学園統括副施設長 水 流 かおる 氏

イ 内容

形 態	内 容
対面研修※17	6月、11月に、各離島の障害の程度が比較的重い児童生徒が在籍する小中学校等を講師が訪問し、職員等に対して研修を実施
オンライン研修※18	4月、5月、10月に1回3時間の研修を実施
オンデマンド研修※19	教育、医療、福祉等の5つのテーマで研修動画を作成（1月10日現在で計388回の視聴）

- 研修を通じて、コーディネーターとしての専門性が向上し、対象となる児童生徒の成長や校内及び地域支援体制の構築につながっている。また、離島は、重度・重複障害のある児童生徒や医療的ケア児に対する指導や支援の在り方を相談できる機関に限られるため、本研修は、離島特別支援教育コーディネーターをバックアップする役割も担っている。このことから、今後も、各種研修を継続して実施することが、離島の特別支援教育の更なる充実につながると考えられる。

※17: 離島特別支援教育コーディネーターが対象。

※18: 離島特別支援教育コーディネーターと、種子島、奄美大島の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが対象

※19: 離島特別支援教育コーディネーター、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、市町村教育委員会指導主事、教育事務所指導主事が対象

3 その他特別支援教育の推進に関すること

(1) 校内支援体制の充実に向けた取組

- 校内支援体制の充実に向けた取組として、県教育委員会では表 14 に示す取組を進めている。

(表 14) 校内支援体制充実のための具体的取組<R5.12 現在>

課題	解決のための取組
① 小・中学校の校内委員会の充実	学びの場の変更を検討する際の「段階的な検討のプロセス」の作成
② 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる支援の充実	支援体制や就学相談等に関する、市町村教育委員会や小中学校等からの相談への対応
③ 特別支援教育に関する資料の充実	市町村教育委員会が作成した資料のデータベース化と有効なツール等の作成及び提案

- 「段階的な検討のプロセス」については、令和6年1月に、各市町村教育委員会への周知を行った。

(2) 県総合教育センター特別支援教育研修課における研修等の在り方

県総合教育センターを中心として、オンライン、オンデマンドを活用した研修動画の配信や、キャリアステージに応じた研修講座の開設など、在籍する校種に関わらず、一人一人の教員が特別支援教育の知識等を十分に身に付けることができる研修推進体制について検討を行った（表 15）。

(表 15) 特別支援教育に関する研修等の在り方<R5.12 現在>

対象	研修の内容・方策等	実際(進捗状況)
小・中学校の教員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎、基本的な内容をオンラインやオンデマンドで配信（センターの Web ページに掲載） ・ 校内委員会の効果的な運用に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての教員が閲覧できる研修動画等を17本配信。 ・ 様々な講座において、校内委員会の目的や個別の指導計画を活用した校内連携の在り方など、実践的な内容の取扱い。
特別支援学校の教員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い知識・技能及びより専門的な知見を身に付けるための研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内支援の実際や教育相談に関する演習など、高度な知識等が求められる内容で構成した講座を新規開設。令和5年度は、18人の教員が受講。

(3) 研修体制等の整備

- また、県総合教育センターでは、教員自らが必要と考える研修内容をデザインし、学び続けることができる研修体制を構築するとともに、特別支援教育を担う教員が自らの悩みや疑問を一人で抱え込むことがないように、教員の支援体制づくりにも取り組んでいる（表16）。

（表16）研修体制・支援体制の整備に関する取組<R5.12現在>

対象	研修の内容・方法等	実際(進捗状況)
小・中学校の 教員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立活動の指導や授業づくり等へのサポート体制の整備(相談対応窓口や問い合わせフォームの開設) ・ 特別支援教育に関する研修体制の推進(職種や経験年数などに応じた研修デザインの紹介等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修の折に、教員からの相談にも応じていることを周知。 ・ 問い合わせフォームについては、個人情報取り扱い等を整理した上で、開設予定。 ・ 国の研究機関(国立特別支援教育総合研究所)等の取組を収集、整理し、職種や経験年数などに応じた研修デザインをWeb上で紹介予定。

- 特別支援教育に対する教員一人一人のニーズは多岐に渡る。職種や経験年数など、キャリアステージに応じた研修講座を今後も開設するなど、研修体制の更なる充実を図る必要がある。

卷末資料

鹿児島県特別支援学校等の教育環境の改善について(提言)【概要】

令和5年2月 鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会

【はじめに】

今後の本県特別支援学校等の教育環境改善に向けた方向性について、調査・研究及び検討を行うために本委員会を設置。県教育委員会からの諮問に基づき、以下の2点を協議。

- 1 特別支援学校に通う児童生徒の増加への対応、特別支援学校設置基準への対応、通学時間への対応を踏まえた教育環境改善に関すること。
- 2 離島における特別支援教育の充実に関すること。

協議を通して、上記の2点に加え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場において、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた力を確実に育成できるように、小・中学校、高等学校、特別支援学校の全教員等の特別支援教育に関する専門性の向上を目的とした研修推進体制の在り方等を検討する必要性を確認。

第1章 特別支援学校における教育環境について

1 特別支援学校の現状

- ・ 知的障害を対象とした特別支援学校に通学する児童生徒が増加。今後もその傾向は続く見込み。
- ・ 牧之原養護学校、鹿屋養護学校の「校舎の面積」は、国が公布した「特別支援学校設置基準」に満たない状況。両校は「施設の狭隘化」が課題であり、教育課程の適切な運用が困難な状況。
- ・ 牧之原養護学校の通学区域である曾於地区及び始良地区、出水養護学校の通学区域である伊佐・湧水地区には、通学バスに長時間乗車して通う一定数の児童生徒がおり、身体的・心理的な負担が生じている。

2 特別支援学校における教育環境の課題

- ・ 「施設の狭隘化」と「通学バスの長時間乗車」が課題。
牧之原養護学校：「施設の狭隘化」と「通学バスの長時間乗車」に課題。
出水養護学校：「通学バスの長時間乗車」に課題。
鹿屋養護学校：「施設の狭隘化」に課題。

3 特別支援学校における教育環境の改善に向けて

- ・ 牧之原養護学校と鹿屋養護学校における「施設の狭隘化」の解消、及び、牧之原養護学校と出水養護学校における「通学バスの長時間乗車」の解消に向けて、校舎の増築又は特別支援学校の分置を検討することが必要。
- ・ 鹿屋養護学校は校舎を増築する面積があるため、増築での対応が考えられる。
- ・ 分置は、本校の新設、分校や分教室の設置、廃校等の改修、他校の余裕教室の活用などの方法が考えられ、地域の実情等を踏まえて選定。
- ・ コミュニケーションや社会性など自立と社会参加に向けた力の育成と、適切な学校経営の視点から、特別支援学校には一定数の児童生徒及び教員が必要。そのため、分置を検討する地域は、小学部、中学部、高等部に通学する一定の児童生徒数が継続して見込まれることが望ましい。
- ・ 「児童生徒数の見込み」、「施設の狭隘化」、「通学バスの長時間乗車」を踏まえ、曾於地区、始良地区、伊佐・湧水地区に、特別支援学校の分置を検討することが望ましい。
- ・ 分置を検討する地域の優先順位は、「施設の狭隘化」と「通学バスの長時間乗車」の解消を図る必要のある牧之原養護学校における曾於地区、次に「通学バスの長時間乗車」の解消を図る必要のある出水養護学校における伊佐・湧水地区、最後に「通学バスの長時間乗車」について高速道路の利用等運行の工夫を検討できる牧之原養護学校における始良地区の順が望ましい。
- ・ 「設置基準」を満たす適当な敷地がない等、地区の状況により優先順位が入れ替わることも想定。
- ・ 分置は、地元自治体の協力が不可欠であるため、今後、それぞれの地区と分置に向けて協議し、分置する場所やスケジュール等について調整することが必要。

1 離島における特別支援教育の現状

- ・ 市町村教育委員会から特別支援学校への就学が望ましいとの判断を受け、特別支援学校への就学を希望している障害の程度が比較的重い児童生徒や保護者等が、居住する離島に特別支援学校がないために、小・中学校への就学を選択するケースがある。その数は、離島ごとに0～6人であった。
- ・ 距離や予算的な制約から、特別支援学校のコーディネーター等による巡回相談の回数に制限が生じている。
- ・ 関係機関が限定されている離島においては保護者等の相談に十分対応することが難しかったり、教員が関係機関と連携する具体的な時期や方法等が明確になっていなかったりするケースがある。

2 離島等における教育環境の課題

- ・ 障害の程度が比較的重いにも関わらず、地域に特別支援学校がないために小・中学校への就学を選択した児童生徒の自立と社会参加に向けた力を育成するための教育環境を整備する必要がある。

3 離島等における教育環境の改善に向けて

- ・ 小・中学校への就学を選択した障害の程度が比較的重い児童生徒が、自立と社会参加に向けた力を身に付けることができるように、教育環境の改善に向けた具体的方策を検討することが必要。
- ・ 対象の児童生徒の数が限られる地域に特別支援学校を設置することについては、コミュニケーションや社会性など自立と社会参加に向けた力を育成するといった学校の機能を十分に発揮することが難しくなることが想定。
- ・ 一定数の児童生徒が在籍している小・中学校の教育環境やコミュニティを最大限生かしていくことで高い教育効果が期待できる。このことを踏まえると、小・中学校の特別支援学級等における指導や支援を充実させることが望ましい。そのために、特別支援学校のコーディネーターを小・中学校に定期的に派遣して、特別支援学級の担任等に対して対象の児童生徒に対する教育課程の編成や授業づくり等について助言を行うことによって、専門的な指導や支援を担保すべきである。
- ・ 具体的には、特別支援学校のコーディネーターが行う巡回相談の更なる充実を図ることが必要。小・中学校を訪問する回数を増やしたり特別支援学校のコーディネーターを常駐させたりする方法が考えられる。

1 全教員等の特別支援教育に関する専門性の更なる向上に向けて

- ・ 特別支援学校のみならず、小・中学校や高等学校を含め、全教員等がキャリアステージに応じた特別支援教育の知識等を十分に身に付けることができるように、オンラインやオンデマンドを活用した研修推進体制の在り方について検討することが必要。
- ・ 今後も、特別支援学校と小・中学校等との、より積極的な人事交流の推進に努めることが必要。

2 組織的・協働的に取り組む校内支援体制づくりの一層の推進に向けて

- ・ 一人一人の教員等の専門性や経験等を生かしながら学校全体で組織的・協働的に特別支援教育に取り組むための校内支援体制づくりを一層推進することが必要。そのために、校内委員会の効果的な運用等に関する研修の更なる充実を図ることが必要。

3 各地域における地域支援体制が有する機能の更なる発揮に向けて

- ・ 障害のある児童生徒が地域で主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくためには、関係機関が連携して切れ目ない支援を提供するという地域支援体制の機能がこれまで以上に発揮できるようにすることが求められる。そのために、特別支援学校のコーディネーターや市町村教育委員会の指導主事等は、関係機関と連携しながら地域支援体制の在り方等について研修できるようにすることが必要。

鹿児島県特別支援学校等教育環境改善推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会からの提言を踏まえ、特別支援学校等の教育環境改善について調査・研究、検討するため「鹿児島県特別支援学校等教育環境改善推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、特別支援学校等の教育環境改善に係る次の事項について調査・研究、検討を行う。

- (1) 特別支援学校の分置に関すること
- (2) 離島等における特別支援教育の充実に関すること
- (3) その他特別支援教育の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、協議会の会務を総理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、外部の意見を求めることができる。

(整備計画作成部会)

第5条 協議会の事務を補助するため、整備計画作成部会を置く。

- 2 整備計画作成部会は、別表2に掲げる部会長及び委員をもって組織する。
- 3 整備計画作成部会は、鹿児島県特別支援学校等教育環境改善推進協議会の資料の原案の検討及び作成を行う。
- 4 整備計画作成部会の部会長は、特別支援学校係長をもって充てる。
- 5 整備計画作成部会は、部会長が必要と認めるときに招集し、部会長が主宰する。
- 6 整備計画作成部会においては、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和5年4月21日から特別支援学校の分置に関する整備計画策定までとする。

(庶務)

第7条 協議会及び整備計画作成部会の庶務は、特別支援教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

別表1（3条関係）

【鹿児島県特別支援学校等教育環境改善推進協議会】

委員長	副教育長
委員	検討委員会委員
	教育次長兼生徒指導総括監
	総務福利課長
	学校施設課長
	教職員課長
	義務教育課長
	高校教育課長
	保健体育課長
	障害福祉課長
	子ども家庭課長
	総合教育センター所長

別表2（5条関係）

【整備計画作成部会】

部会長	特別支援教育課	特別支援学校係長
委員		小中高等学校係長
	総務福利課	経理係長
	学校施設課	企画助成係長
		県立学校施設係長
	教職員課	企画定数係長
		小中学校人事管理係長
		県立学校人事管理係長
	義務教育課	学事助成係長
		義務教育係長
		企画調査係長
	高校教育課	高校振興係長
	保健体育課	健康教育係長
	障害福祉課	療育支援係長
		施設支援係長
	子ども家庭課	母子保健係長

鹿児島県特別支援学校等教育環境改善推進協議会委員について

1 検討事項

- (1) 特別支援学校の分置に関する事。
- (2) 離島等における特別支援教育の充実に関する事。
- (3) その他特別支援教育の推進に関する事。

2 委員(敬称略)

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名
学 識 経 験 者	鹿児島大学法文教育学域教育学系教授	肥後 祥治
	鹿児島大学法文教育学域教育学系教授	橋口 知
	鹿児島純心大学人間教育学部教授	釘田 雅司
特別支援学校関係者	県特別支援学校長会代表	迫田 博幸
市町村教育委員会関係	県市町村教育委員会代表	藤田 芳昭
行 政 関 係	副教育長 教育次長兼生徒指導総括監 総務福利課長 学校施設課長 教職員課長 義務教育課長 高校教育課長 保健体育課長 障害福祉課長 子ども家庭課長 総合教育センター所長	○ 末吉 龍一郎 黒木 誠 内村 幸二 西村 薫 中島 靖治 水島 淳 紺屋 宏昭 徳田 清信 井之上 大 堂園 和吉 川上 隆博
事 務 局	教育庁特別支援教育課・学校施設課	

○:委員長

特別支援学校の分置に係る曾於地区案
最終評価表の集約結果

	観点	候補地A	候補地B
1	通学に係る時間	78	80
2	設置場所	78	68
3	具体的な手法 (新設, 既存の建物の活用等)	74	50
4	付随する施設等	68	52
5	地域の人との関わり	74	64
6	地域の学校等との交流及び共同 学習	80	48
7	医療・福祉・保健・労働等の関係機 関との連携	72	70
8	重複障害及び医療的ケアへの対 応	66	66
9	ICT環境の整備	80	80
10	地域コミュニティの拠点	76	62
11	学習活動に伴うバス利用に関す ること・給食に関すること	70	72
12	予算に関すること	68	38
13	分置までの期間に関すること	76	34
	平均点	73.8	60.3

- 各観点の評価点は、推進協議会の委員、全16人の評価点を合算したもの。
(満点の場合:16人×5点=80点)

- 評価基準

A:評価できる。
B:再検討が必要な箇所が部分的にある。
C:多くの部分で再検討が必要である。

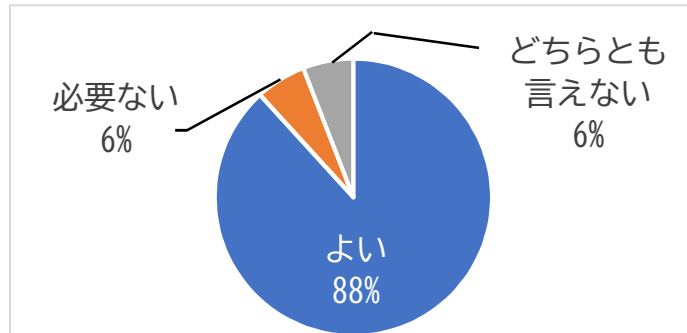
※ 評価基準は、A:5点 B:3点 C:1点 として、数値化した。

高速道路利用前

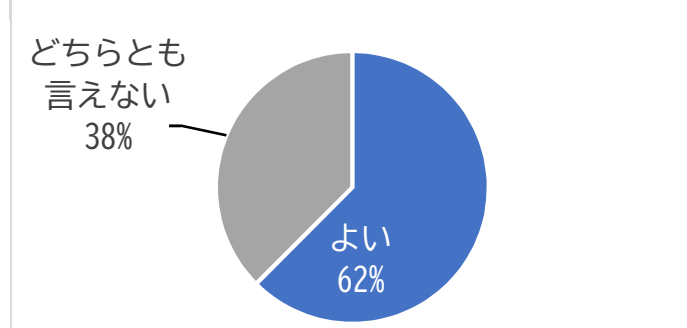
通学バス（始良線）の高速道路利用に関する保護者へのアンケート集約結果
<回収率：86.1%（31/36）>

○ 高速道路を利用することについて

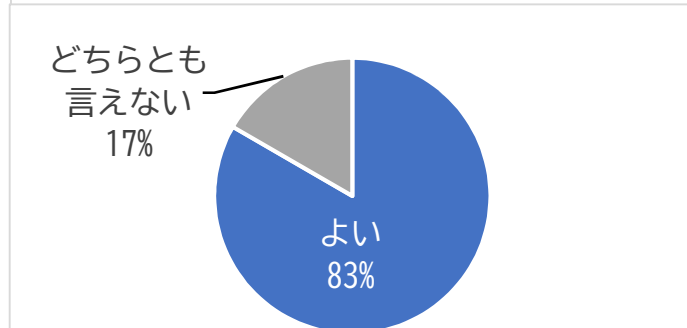
<小学部>



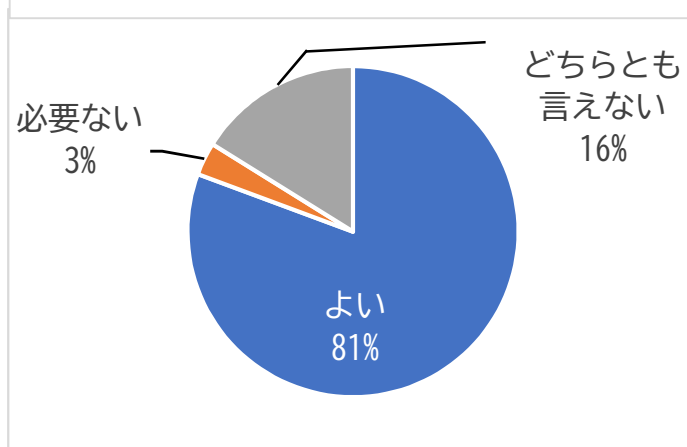
<中学部>



<高等部>



<全体>

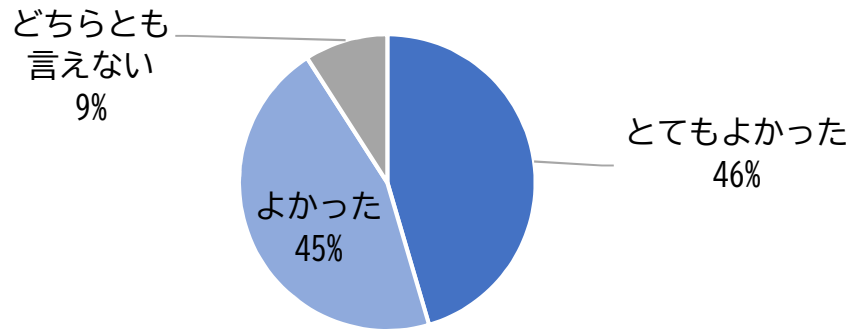


高速道路利用後

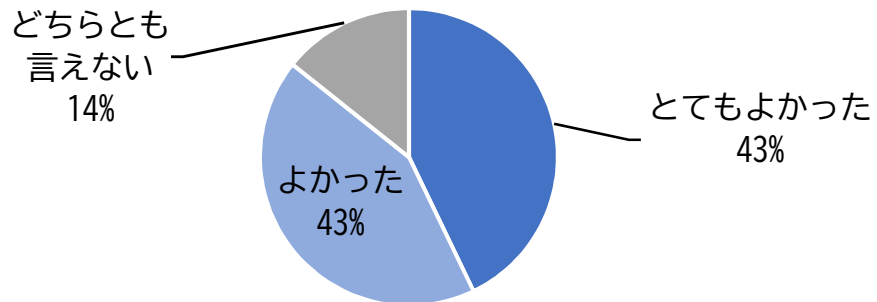
通学バス（始良線）の高速道路利用に関する保護者へのアンケート集約結果
<回収率：77.8%（28/36）>

○ 高速道路を利用したことについて

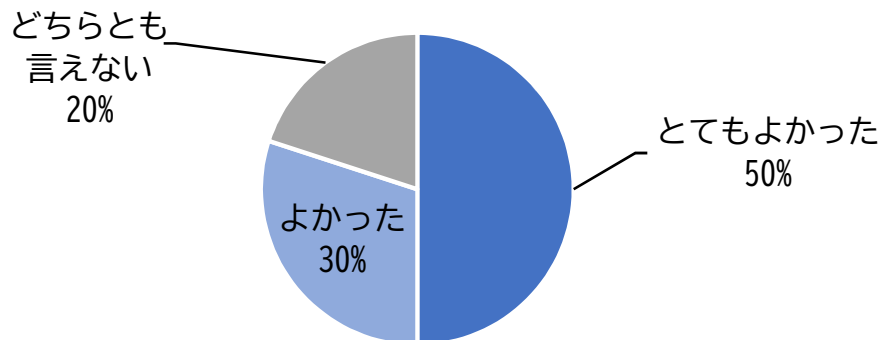
<小学部>



<中学部>



<高等部>



<全 体>

